

第3編 農業機械研修・教育
機関など

第1章 農業機械研修

第1節 農業機械化センター設立の経緯と背景

1. 設立の経緯と背景

昭和28年8月に農業機械化促進法（法252）が施行され、戦後の農業機械化の夜明けとなった。本県においても、畜力農機具に代わって歩行用トラクタ（耕うん機・ティラー等）の普及が始まり行政指導も畜力中心から機械化に移行し、良い機械を普及するために「奨励農機具制度」を実施すると共に、農機具巡回修理事業を実施した（春40日・秋30日・修理か所数12か所・修理件数2万4000件）。その頃の主要農業機械の普及状況は第1表のとおりであった。

第1表 主要農業機械年次別普及台数(単位・台)

年次	26	28	30	32	34	36
農用電動機	3,040	3,982	5,610	5,444	6,440	8,358
農用発電機	5,780	9,570	20,370	22,122	28,878	33,260
動力耕うん機	185	832	1,670	2,116	5,426	13,382
動力脱こく機	7,640	11,199	20,000	24,276	28,051	30,860
動力噴霧機	300	556	970	1,322	2,411	4,127

(農業改良課調べ)

昭和30年、国において乗用トラクタ(30馬力級)によって水田の土層改良と畑地の深耕対策事業を開始した。この事業によって $\frac{1}{2}$ の国庫補助を受け、県が昭和32年12月に乗用トラクタ(フォードソン・42馬力・ホイール型)を、33年1月に乗用トラクタ(小松・30馬力・クローラ型)各1台を購入し県の直営事業として徳島市ほか14か町村の水田および畑地約32haの深耕と土層改良を実施した。これが本県における乗用トラクタ導入利用の第1号である。昭和35年からは「新農村建設事業」が実施され、市町村や農協が事業主体となって乗用トラクタの導入が始まり、「農業構造改善事業」に引き継がれ、共同利用から個人利用へと移行しな

がら普及していった。

本県における乗用トラクタの年度別・馬力別・所有形態別・普及状況は第2表のとおりである。

第2表 乗用トラクタ・年度別・馬力別・所有形態別・普及台数(単位・台)

年度	普及台数	馬力別			所有形態別			
		15ps以下	16~29ps	30ps以上	国・県有	市町村農協有	共有	個人有
32	2	0	0	2	2	0	0	0
33	5	0	0	5	1	4	0	0
34	9	4	1	4	2	5	1	1
35	12	10	0	2	4	6	2	0
36	6	1	1	4	0	5	1	0
37	9	7	0	2	3	1	3	2
38	13	12	1	0	0	2	5	6
39	19	12	3	4	0	2	6	11
40	52	21	27	4	2	2	13	35
計	127	67	33	27	14	27	31	55

(注)・年度別とは調査の都合上4月1日(農業改良課調べ)から翌年3月31日までの1年間の普及台数である。
・所有形態別の内、昭和37年の3台は「農業機械化実験集落設置事業」による国からの無償借受け機械である。

乗用トラクタの普及にともない、優秀なオペレーターを養成し、効率的な機械化を推進するため、国においては昭和38年5月「農業機械技術者養成訓練施設設置事業」を5か年計画で全都道府県に設置すべく予算化し、モデルケースとして栃木・宮崎両県に農業機械化センターを設置した。昭和38年度には群馬・福井・鹿児島県が設置し、本県においても設置の気運が高まり、第1の候補地として名西郡石井町石井(現在の県立農業試験場西側)県道石井・神山線に沿って約5ha、第2の候補地として徳島市名東町2丁目の鮎喰川河川敷約8ha、第3の候補地として板野郡藍住町東中富(現在の藍住農村青年の家の北側)を挙げ、現地との用地交渉と併行して、昭和39年度当初予算に農業機械化センター設置費3104万3000円を予算化した。

しかし第1・第2候補地はいろいろと問題があり話し合いが難行した。第3の候補地である藍住町は、町が農業近代化については特に積極的であり、昭和33年には町村で最初に乗用トラクタを購入し、全町的に畑地深耕を中心に水田の土層改良も実施し、作物の品質向上と増収に大きく貢献し農家に大変喜ばれていた。したがって、農業機械化センターの誘致については、建設用地の無償（貸付）提供、実習は場約1haの内、町からの無償貸付41a等、町当局の全面的な協力が得られることで藍住町への設置が決定した。



農業機械化センター落成式(藍住)昭和40年9月7日
武市一夫副知事から感謝状を受けとる建設業者

また、本県における乗用トラクタの歴史を語るときに忘れてならないのが「農業機械化実験集落設置事業」である。この事業は全国を11ブロックに分け、乗用トラクタ3台と付属作業機(20~24台)を国が機械化集団(1集団50ha以上)に無償で貸し付け、農業機械の共同利用の可否・基盤整備のできていない立地条件での適応性・乗用トラクタをテコとしての基盤整備への農民の意識改善等広範な分野にわたって調査検討するもので、四国地域では阿波郡阿波町西林地区が代表に選ばれ昭和37年4月から43年3月までの6年間実験調査事業が行われた。その結果外国産トラクタの水田利用での問題点や、国産トラクタの構造上の問題点が多く摘出されたが、同時にオペレータの人柄と知識・技術が機械の共同利用集団の将来を左右する大きなポイントであることが調査結果から明らかとなり、機械化センターの設立を待ってオペレータ6名全員が研修を受講し、事業の成果に大きく貢献した。

2. 石井町(農業試験場内)への移転

昭和32年に始めて導入利用された乗用トラクタは、39年までは毎年10台前後の普及が続いたが40年には52台に急増し、その後、国産機の開発改良が進むにつれて急速に普及していった。

昭和40年からのトラクタの普及状況は第3表のとおりである。

第3表 トラクタ普及台数

調査年月日	乗用トラクタ	歩行用トラクタ	調査年月日	乗用トラクタ	歩行用トラクタ
40.2.1(セ)	(25,125)		50.2.1(セ)	(51,045)	
41.12.1(農)	170	32,710	51.1.1(農)	6,400	45,540
42.12.1(農)	500	36,850	52.1.1(農)	8,810	45,370
43.12.1(農)	790	38,190	53.1.1(農)	11,180	45,780
44.12.1(農)	—	—	54.1.1(農)	13,960	46,990
45.2.1(セ)	(44,160)		55.2.1(セ)	18,860	37,530
46.1.1(農)	2,670	40,720	56.1.1(農)	17,870	37,230
47.1.1(農)	3,150	43,740	57.1.1(農)	18,780	36,450
48.1.1(農)	3,490	45,310	58.1.1(農)	19,260	39,060
49.1.1(農)	4,210	45,880			

(注)。(セ)は農林業センサス結果、(農)は農家経済調査結果。
 ○センサスの年は馬力別調査のみで、乗用、歩行用別の調査はしていない。
 ○昭和44年はセンサスとの調査期間が近い調査していない。

乗用トラクタの普及にともなって農業機械化センターの運営上いろいろな問題点が出てきた。

(1) 専任職員が2名であり、職員の増員が望めない現状では、研修館・実習は場・運転コースを1か所に集め、集中管理することによって研修を合理化する以外に方法がない。

(2) 新道(鳴門・池田線)ができ旧吉野川河川敷を利用していただ運転コースが分断され正規のコースを取る面積がなくなった。

(3) 乗用トラクタの普及と一般車両の増加により、大型特殊免許なしに道路走行ができなくなった。

(4) 実習は場が本館から遠く、道路も狭く交通事故の心配がある上に、移動時間のロスが大きい。

(5) 農業試験場内に設置することにより、兼務職員相互の協力体制がより強力となり、新しい機械等の相互利用が容易となり、また受講者が試験研究の広い分野に渡って新しい知識や技術を直接・

第1章 農業機械研修

間接に習得できる。

以上のような理由から、昭和47・48の2年間にかけて移転作業を行い、49年4月1日藍住町から石井町へと移転を完了した。

3 農業試験場に統合

昭和58年4月1日、県行財政改善研究会の答申により農業試験場に統合され、機械研修係として再発足した。農業機械化センター本館は「機械研修館」と改称し、整備舎、格納庫、洗車場、運転コースおよび関連する機械器具等はそのまま活用している。

第2節 組織・機構・職員

農業機械化センターは、農業改良課の出先機関（2号庁）として昭和40年7月20日に発足した。所長は課長補佐待遇で、40年6月15日に農業改良課に機械振興班が設置され、その班長森幸雄氏が初代所長（機械振興班長本務）となり、2代目渡辺清氏（板野農業改良普及所長本務）、3代目増田政好氏（農業機械係長兼務）が就任した。

昭和43年4月1日から所長が課長待遇に格上げされたため、4代目立石一氏、5代目住吉正己氏、6代目三沢義晴氏が農業改良課長本務で所長を兼務した。

昭和48年4月1日から所長が専任となり、7代目増田政好氏、8代目木村俊夫氏、9代目来田茂氏、10代目原春雄氏が就任し、58年3月31日まで

続いた。

職員は、昭和40年7月20日から昭和43年3月31日までは専任2名兼任4名（農業改良課2名、農業試験場2名）で、43年4月1日から48年3月31日まで次長（農業改良課兼務）が置かれていたが、48年4月1日から所長が専任となったため、次長は廃止された。また、兼務職員は2名増の6名（農業改良課3名、農業試験場3名）となった。

昭和50年4月1日所長補佐、55年4月1日に次長が置かれた。昭和53年4月1日から所長・所長補佐の2名となり事務運営に支障をきたしたために、同年8月21日から臨時補助員（22条職員）1名が置かれた。なお、専任職員は農業試験場兼務となっていた。

徳島県農業機械化センター職員表（昭和40年7月～58年3月）

氏 名	在 職 期 間	職 名（本務・兼務の別）
森 幸 雄	40. 7. 20～41. 3. 31	所 長（農業改良課機械振興班長本務）
渡 辺 清	41. 4. 1～42. 3. 31	”（板野農業改良普及所長本務）
増 田 政 好	42. 4. 1～43. 3. 31	”（農業改良課農業機械係長兼務）
立 石 一	43. 4. 1～44. 11. 9	”（農業改良課長本務）
住 吉 正 己	44. 11. 10～46. 5. 31	”（ ” ）
三 沢 義 晴	46. 6. 1～48. 3. 31	”（ ” ）
増 田 政 好	48. 4. 1～53. 3. 31	”（専 任）
木 村 俊 夫	53. 4. 1～55. 3. 31	”（ ” ）
来 田 茂	55. 4. 1～57. 3. 31	”（ ” ）
原 春 雄	57. 4. 1～58. 3. 31	”（ ” ）
増 田 政 好	43. 4. 1～44. 3. 31	次 長（農業改良課農業機械係長兼務）
”	47. 4. 1～48. 3. 31	”（農業改良課技術課長補佐兼務）
加 藤 政 一	43. 4. 1～45. 3. 31	”（農業改良課農業機械係長兼務）
”	45. 4. 1～47. 3. 31	”（農業改良課耕上改良係長兼務）
高 橋 恒 水	50. 4. 1～55. 3. 31	所長補佐（農業試験場兼務）
”	55. 4. 1～58. 3. 31	次 長（ ” ）

第3編 農業機械研修・教育機関など

氏 名	在 職 期 間	職 名 (本務・兼務の別)
玉野光彦	41. 4. 1~48. 3. 31	技 師 (農業試験場兼務)
遠藤 蕃	40. 8. 1~41. 6. 15	臨時補助員
"	41. 6. 16~43. 3. 31	技 師 補
"	43. 4. 1~50. 3. 31	技 師 (農業試験場兼務)
伊丹清	40. 7. 20~42. 3. 31	" (")
阿部一男	48. 4. 1~51. 3. 31	技 師 (農業試験場兼務)
三宅克彦	51. 4. 1~53. 3. 31	" (")
井沢忠蔵	40. 7. 20~42. 3. 31	(農業改良課農業機械係長本務)
真淵敏治	40. 7. 30~47. 3. 31	(農業試験場農業機械科長本務)
"	47. 4. 1~49. 3. 31	(農業試験場次長本務)
来田 茂	40. 7. 20~52. 3. 31	(農業改良課農業専門技術員本務)
"	52. 4. 1~54. 3. 31	(" 主任専門技術員本務)
"	54. 4. 1~55. 3. 31	(" 上席専門技術員本務)
原 春雄	40. 7. 20~45. 3. 31	(農業改良課本務)
"	49. 4. 1~52. 3. 31	(農業試験場農業機械科長本務)
"	52. 4. 1~57. 3. 31	(農業試験場専門研究員本務)
高橋恒水	40. 7. 20~48. 3. 31	(農業試験場本務)
"	48. 4. 1~50. 3. 31	(" 主任研究員本務)
三橋 隆	46. 4. 1~51. 3. 31	(農業改良課農業機械係長本務)
今川昭弘	46. 4. 1~48. 3. 31	(農業改良課本務)
佐竹治男	48. 4. 1~49. 3. 31	(農業試験場主任研究員本務)
倉良 公	48. 4. 1~49. 3. 31	(農業改良課本務・神山町技術吏員併任)
吉岡広美	49. 4. 1~52. 3. 31	(農業改良課本務)
後藤田栄一	50. 4. 1~54. 3. 31	(農業試験場主任研究員本務)
野本陽一	50. 4. 1~56. 3. 31	(農業試験場本務)
"	56. 4. 1~58. 3. 31	(農業試験場主任研究員本務)
中川勝一	51. 4. 1~54. 3. 31	(農業改良課主査本務)
玉野光彦	52. 4. 1~53. 3. 31	(農業改良課本務)
"	53. 4. 1~55. 3. 31	(農業改良課技術主任本務)
山下定利	54. 4. 1~55. 3. 31	(農業改良課機械防疫係長本務)
"	55. 4. 1~57. 3. 31	(農業改良課主査本務)
大櫛 明	54. 4. 1~56. 3. 31	(農業試験場技術主任本務)
橋本賀市	55. 4. 1~58. 3. 31	(農業改良課本務)
森 良英	56. 4. 1~58. 3. 31	(農業試験場主査本務)
沢本晴夫	57. 4. 1~58. 3. 31	(農業改良課機械防疫係長本務)
林 甚太郎	57. 4. 1~58. 3. 31	(農業試験場専門研究員本務)
井藤節子	53. 8. 21~54. 3. 31	臨時補助員
三木真弓	54. 4. 26~54. 10. 17	"
河崎恵美子	54. 10. 22~55. 3. 31	"
阿部明子	55. 4. 26~56. 3. 31	"
川村弘美	56. 4. 27~56. 8. 15	"
本田みどり	56. 8. 17~57. 2. 16	"
猪井智里	57. 4. 26~58. 3. 31	"

第3節 施設・予算

1. 用地・建物

〔藍 住〕

農業機械化センターを板野郡藍住町に設置することが決ったが、用地が思うように入手できず本館等の建物敷地（当時の農業試験場藍住分場・現在の藍住農村青年の家の北隣）1,550m²および実習ほ場41.36aを藍住町のはからいにより無償で借受けることとなった。実習ほ場の内55.9aは県が購入することができた。

建物は、昭和40年3月1日に板野町板東建設と契約し、工期を40年3月2日から同年8月10日と定め工事に着手した。竣工は同年8月16日であったが附帯施設の完成がおくれたために落成式は同年9月7日となり、施設・機械等の調整を完了して研修を開始したのは11月下旬であった。

建物や研修用機械、整備用工具、実習ほ場は完備したが運転練習場がなく、当分の間は実習ほ場の内約50aを使用した。旧吉野川の河川敷（板野郡藍住町東中富西向江傍99）55.68aが運転練習場として占用許可されたのは昭和43年1月10日であった。

(1) 用地

農機機械化センター敷地	1,550m ²
〃	運転練習場 55.68a
〃	実習ほ場 97.26a(公簿面積)

(2) 建物

研 修 館	287.51m ² (本造一部二階建)
整備作業舎	210.00m ² (鉄骨スレート平家建)
格 納 庫	216.00m ² (〃)
物 置	21.11m ² (軽量鉄骨スレート葺)

〔石 井〕

○昭和47年度事業(2443万5000円)

運転練習コース場アスファルト舗装工事

5,185m² 996万9000円

油庫新築工事 20m²(RC造・平屋建)

格納庫新築工事

99m²(鉄骨平屋建)

洗車場新設工事 50m²(〃)

1446万6000円

○昭和48年度事業(2972万2000円)

本館新築工事

335m²(鉄骨一部2階建) 1794万8000円

整備舎移転工事

198m²(鉄骨スレート平屋建) 236万7000円

格納庫移転工事

216m²(〃) 320万4000円

屋外附属工事及び管工事

261万4000円

電灯及び動力設備工事

169万9000円

屋外幹線設備工事

188万8000円

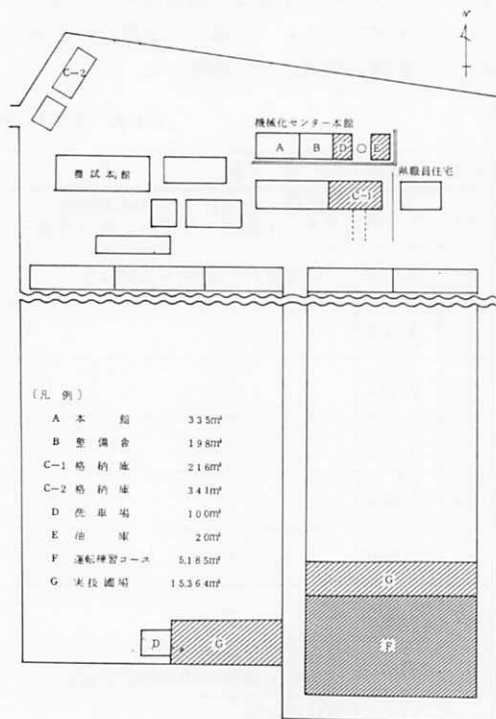
○昭和49年度事業(468万9000円)

試験官室(コース)新築工事

20.86m²(鉄骨2階建) 383万0000円

運転実習ほ場排水工事ほか 85万9000円

2. 施設の配置状況



第1図 農業機械化センター配置図

3. 研修用機械・器具

昭和39年度に作業研修用機械として、乗用トラクタ3台(44.5ps・30ps・17ps)、付属作業機として、ボトブラウ等24台、整備研修用機械として、門型クレーン等173台を購入・整備して研修を開始した。また、同年度において「農業機械化実験集落設置事業」の実施県を重点に、国が実施した「水稲収穫調整機械設置事業」により、県の直営事業として、普通型コンバイン(インター93型ライススペシャル・刈巾2.6m・エンジン50ps)1台(531万4000円)ドライヤー(ニューホランド736E型・70石用・移動式)1台(375万円)を導入して、農業機械化センターで保管し、県内数か所において実演展示会を開催すると共に、研修用にも供した。

昭和40年度には、農業改良課から耕土改良用乗用トラクタ1台(35ps)の保管転換を受けている。

昭和43年度には、「農業機械化実験集落設置事業」の終了に伴って、国からの払い下げ機械(乗用トラクタ3台ほか主要な作業機は地元で購入)として2トンプトレーラほか作業機11台を県が購入し、研修用機械として補填した。

昭和48年度には、土木研修用機械として、乗用トラクタ2台(60ps・45ps)とフロントローダ、レベラ、レーキを購入した。

昭和56年度には、稲作転作機械化研修を実施するために「農業機械利用技能者養成施設設置事業」により、乗用トラクタ1台(43ps)付属作業機として、ロータリ、トレンチャ、サブソイラ等を購入し、さらにコンバインの普及により事故が多発しているために、自脱型コンバイン(3条刈り・ノッタ・立体放出・カッタドロップ付き)を購入し、研修用機械を充実した。

現在、研修用車両として、乗用トラクタ8台、歩行用トラクタ2台、コンバイン2台(自脱型1台・普通型1台)、付属作業機として、ボトムブラウほか51台、整備研修用機械器具として、カットシャーシほか24台、視聴覚教材として、ポータブルビデオコーダーほか12台がある。

4. 予 算

予算費目は、款06農林水産業費・項01農業費・目03農業振興費で、年度別の予算執行状況は第4表のとおりである。

第4表 年度別予算執行額(単位千円)

年度	予算額	備 考	年度	予算額	備 考
39	31,043	研修館・整備舎・格納庫等建設・トラクタ・作業機・整備測定器具等購入	49	9,560	試験官室(コース内)新築 運転実習ほ場排水工事ほか
40	2,794	一般管理費・研修事業費ほか	50	2,666	一般管理費・研修事業費ほか
41	1,804	"	51	2,404	"
42	1,442	"	52	2,329	"
43	1,774	"	53	2,389	"
44	1,608	"	54	4,613	" (22条職員賃金含む)
45	1,539	"	55	4,074	" (")
46	2,175	"	56	4,868	" (")
47	26,610	運転コース舗装 格納庫・油庫・洗車場設置ほか	57	5,037	" (")
48	36,021	研修館新築 整備舎・格納庫移転ほか	58	4,974	(当初予算額)

(農業改良課監査調査より)

第4節 研修の種類と実績

1. 種類

施設開設の昭和40年度には5回の研修を実施している（普通研修2回、特別研修3回）。普通研修とは農業機械の基礎技術・運転技術・整備技術を研修するもので、研修期間は原則として30日とし、研修終了者には修了証書を授与した。特別研修とは農業機械の概念まなほコンバインの運転実習等の特別な技術に関する研修を行うもので、研修期間は原則として10日であった。

普通研修の第1回は1月17日～2月15日までの30日間、農業自営者・後継者18名を対象に実施した。このグループは研修受講以来「土の会」を結成し、毎年正月に集って交友を続けている。普通研修の第2回は2月18日～3月9日までの20日間、農業後継者・農協職員等32名を対象に実施したが修了証書は授与していない。特別研修の第1回は11月に3日間、農業講習所生徒21名を対象に、第2回は1月に7日間、市町村職員14名を対象に、第3回は3月に10日間、農業高校生16名を対象に実施している。

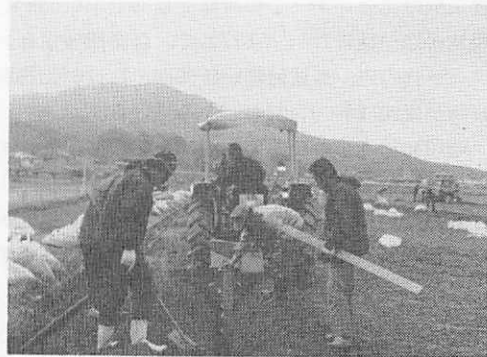
昭和41年度には、普通研修1回、特別研修7回と、新しく全国的にもめずらしい農村婦人を対象に、歩行用トラクタ(ティラー)について2回(1回3日間)26名に対して研修を実施し、大変好評を得ている。しかし、この頃から3チャン農業が表面化し、農業機械を使う主婦が多くなる反面、農業後継者が減少していった。

昭和46年6月農林省において「高性能農業機械利用技能者技能認定要綱」が制定され、各都道府県ごとに、高性能農業機械利用技能者の技術認定事業を発足させたために、従来の「普通」、「特別」、「小型」研修に変わって、「トラクタ初級」、「トラクタ中級」、「整備初級」研修となった。

昭和47年度から「現地」研修を開始し、50年度から「基礎技術」研修が加わり、研修コースが5コースとなった。

昭和52年7月に技能認定制度の改正があり、「ト

ラクタ初級」が「トラクタ2級」に、「トラクタ中級」が「トラクタ1級」研修となり、受講者には修了証書を授与すると共に、県が行う技能検定に合格し、大型特殊免許(2級)大型特殊けん引免許(1級)を取得した者を2級・1級の農業機械士として認定し、知事から認定証書・認定手帳・認定章を交付している。また、高性能農業機械の急速な普及によって、農作業中の事故が多発傾向にあるため、新しく、安全運転研修が設けられた。



転作研修 昭和58年1月19日
暗渠排水用パイプ・もみからの埋設作業実習(石井)

昭和56年度からは、水田利用再編対策事業を合理的に推進するために、トレンチャ等の暗渠排水用機械や、転作大豆用機械の取扱い、技術向上のため、転作機械研修が取り入れられ、現在に至っている。

昭和58年度における研修の種類と内容は第5表のとおりである。

第5表 研修の種類と内容

区分	研修の種類	研修の内容	年間回数	日数	定員
農業試験場研修	2級研修	乗用トラクタ等農業機械(付属作業機を含む)の構造機能、運転操作、保守管理等に関する知識及び技能について研修し、優れたオペレータを養成する。	4 3	(日) 各15	(名) 各20
	1級研修	同上機械の高度な知識及び技能と利用計画、運営管理等について研修し、共同利用組織のマネージャを養成する。	1	15	20

第3編 農業機械研修・教育機関など

農業試験場研修	特別研修	農業機械の安全管理、安全利用技術、安全環境の整備等に関する知識、技能について研修し、大特免許、けん引免許(農耕限定)を修得できる。	4	各4	各20
	転作機械化研修	営農排水機械の構造、機能及び取扱い方並びに操作実習により利用技能を修得できる。	1	5	20
現地研修	大型及び小型農業機械研修	農業機械の構造、機能及び基本操作、並びに始業点検と保守管理、農作業安全等の知識、技能を修得できる。	14 15	各1 12	各30 40

2. 実績

農業機械化センターが設置された昭和40年7月から農業試験場に統合されるまでの18年間に延376回の研修を実施し、10,365名の研修修了者を送り出している(第6表)。その内容を大別すると、農業機械化センターでの研修が延264回・6,538名、現地研修が延112回・3,827名で、農業機械化センター研修の内、普通研修が延59回・1,116名、特別研修が延205回・5,422名となっている。

昭和40年度から45年度までは農業機械化センターの研修のみで、年間10～15回実施しており、46年6月に農業機械士の技能認定制度が発足してから、年間14～26回と増加し、さらに現地研修の要

望が強くなって、年間4～5回実施している。

昭和52年7月に農業機械士の技能認定制度の一部改正に伴って、農業機械化センターでの研修が14～15回に固定したが、現地研修が年間14～20回となり、受講者も419～569名と急増した。

昭和58年3月31日現在の本県における農業機械士認定者数は672名で、県農業機械士会入会者433名、未加入者239名となっている。



農業機械効率利用研究集会
(トラクタの安全運転・点検整備技術競技)
昭和58年2月15日

第6表 研修実績

(人/回)

年 度	普通研修						特別研修					現地研修	合計	備 考		
	普通 課程	トラクタ 中級 2級 振替)	トラクタ 中級 1級 振替)	整備 中級 2級 振替)	農業機 械2級	農業機 械1級	計	大型機械 課程	小型機械 課程	基礎技術	安全運転				転作機 械化	計
40	50/2	—	—	—	—	50/2	51/3	—	—	—	—	51/3	—	101/5	昭和40年7月20日 藍住町において農業機械化センター発足	
41	11/1	—	—	—	—	11/1	67/5	60/3	—	—	—	127/8	—	138/9		
42	32/2	—	—	—	—	3232/2	147/10	35/2	—	—	—	182/12	—	214/14		
43	14/1	—	—	—	—	14/1	182/11	40/3	—	—	—	222/14	—	236/15		
44	14/1	—	—	—	—	14/1	269/11	74/3	—	—	—	343/14	—	357/15		
45	12/1	—	—	—	—	12/1	223/11	56/3	—	—	—	279/14	—	291/15		
46	—	28/2	—	—	—	28/2	33/2	25/2	88/6	63/2	—	209/12	—	237/14	昭和46年6月 農業機械士の技能認定制度発足	
47	—	65/3	8/1	28/2	—	101/6	—	—	86/6	135/5	—	221/11	370/5	692/22		
48	—	61/4	—	10/1	—	71/5	—	—	58/3	54/5	—	112/8	365/5	548/18		
49	—	30/2	11/1	16/2	—	57/5	180/3	—	79/5	116/4	—	375/12	98/4	530/21	昭和49年4月1日 農業機械化センター移転(藍住町より石井町へ)	
50	—	75/3	11/1	17/1	—	103/5	289/5	—	100/4	195/8	—	584/17	267/4	954/26		
51	—	93/3	21/1	14/1	—	128/5	409/6	—	59/3	160/7	—	628/16	250/5	1,006/26		
52	—	—	—	—	62/3	62/3	288/4	—	83/4	223/6	—	594/14	180/5	836/22	昭和52年7月 農業機械士の技能認定制度一部改正	
53	—	—	—	—	52/3	52/3	175/4	—	43/2	128/4	—	346/10	409/15	807/28		
54	—	—	—	—	71/3	24/1	95/4	112/3	—	125/3	193/6	—	430/12	375/15	900/31	
55	—	—	—	—	66/3	49/2	115/5	—	—	114/3	162/7	—	276/10	419/14	810/29	
56	—	—	—	—	59/3	23/1	82/4	—	—	96/3	107/4	20/1	223/8	525/20	830/32	
57	—	—	—	—	69/3	20/1	89/4	—	—	86/5	114/4	20/1	220/10	569/20	878/34	
合計	133/8	352/17	51/4	85/7	379/18	116/5	1,116/59	2,425/7.8	290/16	1,017/4.7	1,650/62	40/2	5,422/26	3,827/1.12	10,365/376	